

判例研究

青森地裁平成 18 年 11 月 16 日判決

・ 事案の概要

被告人が、交際していた被害者に対し、殺意を持って、その頸部を強く絞め付けて失神させることを数回にわたって繰り返し、被害者が急激に失神した様子を見て死亡したものと誤信し、その頸部から両手を離したが、その後、大変なことをしてしまったと考え、被害者が呼吸をしていることを確認して被害者がいまだ死亡するに至っていないことを認識しながら、更にその頸部を強く絞めつけるなどの行為に及ばず、被害者を殺害するに至らなかった。

・ 判旨

「被告人が最後に被害者の頸部を絞め付けて失神させた後、そのまま同人を放置しても、同人の死亡という結果が発生しなかったことは明らかである。また、被告人は、いったんは被害者が死亡したと誤信したものの、その後、同人がいまだ死亡するに至っていないことを認識したのであるから、その時点では、被告人の殺人の実行行為は終了していなかったものと認められ、このような場合、その後に犯人が実行行為に及ばなければ、犯罪の中止が認められることになる。そして、被告人は、その後、被害者の頸部を絞め付けるなどの殺害行為に及ばなかったのであるから、同人の殺害を中止したものと認められる。」として、中止未遂の成立を認めた。

・ 考察

・ 判例の判断方法

・ 学説

(1) 実行行為の終了時期

(2) 「自己の意思により」

- ・ 主観説
- ・ 限定主観説
- ・ 客観説
- ・ 折衷説
- ・ 不合理決断説

(3) 「犯罪を中止した」

- ・ 主観説
- ・ 客観説
- ・ 折衷説
- ・ 因果遮断説

以上